



三条東
SANJO EAST
Rotary Club
ロータリークラブ

週報

4月7日(木)号

NO. 37 2016

累計 NO. 505

■事務所：〒955-0071 三条市本町 3-5-25 三条ロイヤルホテル内
TEL 47-7027 FAX 47-7028 E-Mail sanjo-east@soho-net.ne.jp
■例会日：木曜日 12:30~13:30 ■例会場：三条ロイヤルホテル2階

山本和則ガバナーのテーマ “夢 (gift) を明日へつなげよう”

会長 栗山 正男

幹事 大竹 賢一

SAA 田村 一幸

三条東ロータリークラブ会長のテーマ

「能動的にロータリーを楽しもう」

会長挨拶

三条東ロータリークラブ
栗山 正男会長

本日の出席	32名28名
先々週の出席率	80.65%
本年出席率	80.78%
前年同期出席率	77.42%



みなさんこんにちは。

本日は三条北ロータリークラブより星野義男さんがお見えになっています。最後までごゆっくりお過ごしいただきたいと思います。

先程、第1回目の新理事会から当年理事会の前に行われました。小林次年度会長の会長方針が誠に素晴らしく感じました。ふと考えたのですが、長谷川年度の時も私の年度の時も言いたいことは同じ事なのかと思うのですが、日本語の難しさというか、日本語

の良さというか、表現一つでこんなに素晴らしい文章になるんだなと感じました。先々週申し上げました通り、会長方針といのは来年度の指針というか背骨でございますので、是非とも家庭会合の際に小林年度の会長方針を良く理解し、来年度1年間楽しいロータリー活動にしていだけたらなと考えております。

来週の例会は夜例会となりますのでこの場で申しますが、来週土曜日は北ロータリークラブ 30周年記念式典が行われます。先日の日曜日に記念行事ということで佐藤ひらりさんのコンサートとパネルディスカッションが行われました。

大変素晴らしい会だったと報告がありました。当クラブの10周年式典には北クラブの皆さんは大勢いらっしゃってくださいました。来週の周年式典には多くの皆さんで参加し賑々しい華やかな会にできたらなと考えております。皆さんよろしくお願いたします。

【先週のメイクアップ】（敬称略）

3/24（木）加茂 RC（記帳受付）

井上正栄

3/24（木）燕 RC（記帳受付）

神山良平

3/31（木）三条東 RC（記帳受付）

玉木敏 横山惣治 飯山武志 佐藤公信

4/2（土）～4/3（日）山の会

小出和子 本多秀子 中澤進 井上正栄

4/5（火）三条北 RC（記帳受付）

横山惣治

4/6（水）三条東 RC ゴルフコンペ

井上正栄 近藤健太 菅家敏彦 横山惣治

駒形徳雄 関根龍一 遠藤和秀 杉本洋子

中澤進 鈴木守男

【本日のゲスト】

【本日のビジター】

委員会報告

幹事報告

*理事会報告

協議事項

1. 米山奨学委員選出について

報告事項

1. 6月プログラムについて

その他

*来週（4/14）は観桜会です。記帳受付あります。

会場 : 県央バルパプリカ

点鐘 : 18:30

BOX 報告

ロータリー財団委員【本日 5 口 現在 107,197 円】

小林昭雄さん

今月もよろしくお願ひします。

長谷川恵慈さん

協力します。

井上正栄さん

協力します。

鈴木守男さん

財団をよろしくお願ひします。

駒形徳雄さん

協力します。

米山奨学委員会【本日 4 口 現在 71,170 円】

本多昭一さん

春の交通安全運動 4/6～4/15 日迄で
始まりました。5 人中年よりが 4 人
関連しているそうですので、皆様
(私を含む) 気を付けましょう。

鈴木晴久さん

協力します。

小林昭雄さん

今月もよろしくお願ひします。

神山良平さん

協力致します。

ニコニコBOX委員会【本日 5 口 現在 780,752 円】

星野義男様

桜も今日の寒さに雨にちょっと
かわいそうですね。

我が家の吉野しだれ桜も開花し
ました。1 分咲き。

皆さんも観桜に来てください。

長谷川恵慈さん

孫 2 人無事保育園に入園
しました。

小林昭雄さん

今月もよろしくお願ひします。

三条ロータリー星野義男様

ようこそいらっしやいました。

本多昭一さん

大島小学校の入学式に出席して

来ました。11 名の入学生で初々しい
感じで私も入学時を思い出します。

杉本洋子さん

昨日は第一回イーストゴルフ会
大変楽しかったです。

「マイナンバー制度」について。

1. 「マイナンバー制度」とは何か

マイナンバー制度とは、「住民一人にひとつずつ番号を割り当て」て、「様々なサービスを提供したり」、「複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるという確認を行う」ための社会基盤です。

⇒マイナンバーとは、一言で言えば行政機関が「名寄せ」をするための番号です。

例えば、三条市に住むAさんについて、三条市だったり、税務署だったり、年金事務所だったりそれぞれ個別に情報を持っています。「三条市にAさんという名前の人の情報があった」「税務署にはAさんという名前の人のこんな情報があった」「年金事務所にもAさんという名前でこんな情報があった」これらのAさんは同姓同名とかではなく「同一人」で、それらの情報は「同じ人の情報なんだ」と結びつけるためのものです。

今までも、それぞれの役所はそれぞれに独自に番号を振ったりして、皆さんの情報を管理してきました。しかし、何かあったときにそれぞれが連携できずに、必要な社会保障や支援が迅速確実に届けられない場合があります。マイナンバーは正しく納税し、真に手をさしのべるべき人に、速やかに社会保障や支援を提供するための制度、社会基盤と説明されています。

2. 個人番号と法人番号

個人番号(12桁・これがいわゆるマイナンバーと呼ばれるものです)と法人番号(13桁)の2種類があります。

⇒個人番号は赤ちゃんから高齢者まで、12桁の数字が一人ひとりに振られます。個人番号は家族でも続き番号にはなりません。

3. マイナンバーは何に使われる？

『社会保障』『税』『災害対策』の3分野で使用されます。

⇒社会保障と税の一体改革が目的。

「行政手続きで使う」「個人を識別するための番号」をマイナンバーと呼びます。取りあえずは、行政手続きでのみ使い、民間企業が個人番号を使って顧客の管理を行ったりすることは出来ないことになっています。ただ、この制度は「激甚災害」の際にも活用されることになりました。

①社会保障分野

- ア. 年金 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- イ. 労働 雇用保険の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ウ. 福祉・医療・その他 医療保険等の保険料徴収等の手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等の事務

②税分野

税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載

③災害対策分野

被災者台帳の作成、
被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

※安全性を考慮して、最初は『行政手続きのみ』それも3分野のみでスタートします。

4. 通知カードと個人番号カード

似たようなものに、「通知カード」と「個人番号カード」があります。最大の違いは「顔写真の有無」です。

⇒『通知カード』でマイナンバーは伝えられます。

2015年10月から自宅に簡易書留で『通知カード』が送られてきます。「氏名」「住所」「生年月日」「性別」及びマイナンバーが記載されますが、顔写真はありません。身分証明書にはなりません、原則すべての方に届く「個人番号を証明する公的書類」となります。

⇒これに対して『個人番号カード』は交付申請書に顔写真を添付して申し込むと発行されます。

従来の住基カードに置き換わるカードとして今後広く活用されていくカードです。『通知カード』は全員が持っているカード、『個人番号カード』は顔写真が記載され、ICチップ付きですが、申請して役所に行かないともらえないカードです。

5. 「個人番号カード」は必ず持たなくてはならないの？

通知カードは全員に送られてきますが、「個人番号カード」の申請は義務ではありません。

⇒個人番号カードを持たなくても当面は困りません。

「通知カード」をなくさずに持っていれば十分ですが、運転免許証に代わる身分証明書として利用できる、運転免許証を持たない人には便利でしょう。ICチップにはe-TAXなどの電子申請が行える「電子証明書」も標準搭載され、図書館利用や印鑑証明書など、自治会が条例で定めるサービスにも利用できます。

また、『通知カード』だけでは本人確認ができず、運転免許証やパスポートなどの身分証明書が必要ですが、

『個人番号カード』はこれだけで本人確認ができます。表面に「氏名、住所、生年月日、性別、顔写真」等が記載され、裏面に「個人番号」が記載されます。

ちなみに、個人番号は住民票にも記載され通知カードがなくても知ることができます。い

ずれ、健康保険証の統合が実現されると個人番号カードはより身近な存在として爆発的に普及するかもしれません。

6. 個人番号は一生変わらないものでしょうか？

場合によっては変更可能です。

⇒不正に使用される恐れがあるときは変更できます。

個人番号は原則として一生変更されませんが、個人番号が漏えいして、不正に使われる恐れがある場合は変更可能です。

⇒「個人番号カード」自体には情報を保存しません。

「個人番号カード」には、その人の所得や納税額、年金給付額といった社会保障や税の情報が記載されることはありません。カードリーダーで読み取ろうとしてもそのような情報は入っていません。個人番号カードを落としても、そのような情報が洩れる心配はありません。但し、運転免許証が悪用されるケースがあるように、個人番号カードも悪用される恐れがないと言い切ることはできません。

7. 私たちがしなければならないこと

- ① 通知カードが届いたら中身を確認し保管する。名前や住所が正しいか、家族の人数分が送付されているかなど確認した移設に保管しましょう。
- ② 勤務先に届け出る。勤務先は皆さんの代わりに、税、年金、社会保障に係わる事務手続きを行っています。通知カードが送付されしばらくたつと、勤務先からマイナンバーの届け出をするようにとの連絡が来ます。扶養控除欄などに家族分も記載が必要になります。扶養家族に関しては、従業員がとりまとめて申告します。家族も枝番で管理されているわけではなくランダムな番号ですので申告間違えのないように確認が必要です。パートやアルバイトであっても届け出が必要です。会社に勤めて給料をもらうには、マイナンバーを必ず届け出ることになります。
- ③ そのほかにも、確定申告をする場合、児童手当の現況届、奨学金などを受給する場合、国民健康保険への加入、有価証券などの取引口座を持つ場合などでもマイナンバーが必要です。
- ④ 見知らぬ相手には伝えない。マイナンバーはクレジットカード番号と同じくらい大切な情報です。「確かな相手か」「どういう目的で使用するのか」「使用範囲以外の利用を行わないのか。」などの確認が必要です。
- ⑤ 「本人確認」をしないとマイナンバーは使えない。キャッシュカードは暗証番号と組み合わせることで守られています。マイナンバーも、単にその番号だけでは情報を引き出せないようになっています。又、キャッシュカードの暗証番号に当たるのが「本人確認」という手続きです。マイナンバーは、一見、番号さえあれば何でもわかりそうなところがありますが、実は、幾重にもセキュリティーをかけています。本人確認もその一つで本人以外使えないようにしているのです。

8. 会社がしなければならないこと

個人番号・法人番号を『集めること』と『保管すること』です。

⇒事務作業には3つのステップがあります。

- ① 番号(個人番号と法人番号)を集めて
 - ② その番号を保管・管理して
 - ③ 番号が記載された書類を役所等にもっていく
- の、3ステップです。

9. どんな時に会社はマイナンバーを取り扱うのか

「個人番号の記載が義務付けられた書類」を取り扱う時だけです。

⇒行政機関に個人番号を書いた書面を提出する場面以外では個人番号は扱えません。「役所に書類を出さなければいけない」→「その書類にマイナンバーの記載が必要」→「マイナンバーを本人に聞かなければならない」会社がマイナンバーを扱えるのはこのときだけ、とということです。

行政機関に提出するのに必要とする場面以外では、特定個人情報を集めてもいけないし、持っていてもいけません。情報ファイル(データベース)も行政機関に提供する事務を行うに必要な範囲を超えて作成してはいけません。さらに、「個人番号を教えてください」とお願いしてもいいのは、行政機関に提出する書面に記載するために必要な場面だけとなっています。

きわめてシンプルで、「行政機関に提出する書面に個人番号を書かなければいけない場面」以外では、利用もできなければ第三者提供もできないし収集もできないし保管もできないしデータベースも作れません。

10. マイナンバー法に違反すると罰則はあるの？

最高で『4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金』も

⇒罰則が厳しいです

「故意に」番号を漏洩した際には懲役刑を含む厳罰が設けられています。

⇒厳しい罰則について

- ① 正当な理由なく特定情報ファイルを提供
4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科
- ② 不正な利益を図る目的で個人番号を提供または盗用
3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金または併科
- ③ 不正アクセス等により個人番号を取得
3年以下の懲役または150万円以下の罰金
- ④ 委員会からの命令を受けたものが、委員会の命令に違反
2年以下の懲役または50万円以下の罰金

⑤ 委員会に対する、虚偽の報告、検査拒否等

1年以下の懲役または50万円以下の罰金

11. 導入で影響の大きい業界

個人オーナーの不動産を借りている会社、個人に原稿やセミナー、講演を依頼している会社など

影響が大きい業界と言っても、従業員の社会保障や税に関する書類にはすべて個人番号の記載が必要になります。これはすべての企業に共通ですから、すべての企業に影響は大きいと言えます。

⇒他に個人番号が必要な書類が『支払調書』です。

支払調書は、弁護士や税理士への報酬、作家や画家への原稿料等、講演料など「報酬、料金、契約金及び賞金」を支払って源泉徴収をして作成するもの。

そのほかに「不動産使用料等の支払調書」「不動産等の譲受の対価の支払調書」などがあります。

出版社は報酬を支払う人について発行する支払調書には個人番号が必要です。医薬品業界も医師などの先生を読んで講演やセミナーを開催する機会が多いでしょうし、不動産業界や証券業界もセミナーや講演をおおく開催をしています。株の配当を行う前に株主等から個人番号法人番号の取得を受け、支払調書に個人番号法人番号を記載する義務が生じます。

12. マイナンバーは戸籍や預貯金口座とも紐づく

2018年からは預貯金口座と連動、ゆくゆくは国民の資産をすべてマイナンバーで管理・把握。

⇒国が掲げる利用範囲の拡大

- 1、 戸籍につなげる
- 2、 在外邦人関連
- 3、 預金保険法 話題の「預貯金口座付番」です。

2018年から動き出す予定。

- 4、 医療・介護・健康関連
- 5、 自動車の登録

国から見た時、源泉徴収票や支払調書で、その年にいくら収入があったかは個人番号で管理できるようになります。

しかし資産の部分が管理できていないのが現状です。不動産の登記簿も番号が振られていませんし自動車の登録証にも降られません。預貯金の口座にも番号が振られないことになるとその人の資産額はわかりません。まず、預貯金口座付番、その次が自動車でしょうか、そのあとに登記簿あたりに議論が及んでいくでしょう。

13. 個人番号カードで病院の診療も

健康保険証との一体化はもう少し時間がかかります。

⇒個人番号カードを普及させたい政府

健康保険証、印鑑登録カード等を個人番号カードへ一体化する方向で話が進んでいます。すぐにではありませんが方向性としては議論されています。

さらに、キャッシュカード、クレジットカード等、民間が発行するカードについても「柔軟に検討を進める」とされています。

14. マイナンバーの「付番」

日本に住民票を持っている人には全員個人番号が振られます。

⇒外国人であっても日本に住民票を持っている人には全員、個人番号が振られます。

一回ふられると、引っ越しをしても、結婚などで名前が変わっても海外に行っても住民票を抜いても番号は変わりません。

⇒「他人の個人番号を見てはいけない」わけではない

付番には「視認性」もうたわれています。たとえば、従業員が個人番号を会社に提供して、会社が行政機関に個人番号が書かれた書類を提出する場面です。この時従業員から会社、会社から行政機関へと個人番号が伝わる際に、個人番号が見える形で流通することは、制度として予定されています。この点を誤解されている方も多いのですが、個人番号を見てはいけないということではありません。クレジットカードの番号を扱う感覚で、民間の人が目にしても問題ないと受け取ってください。

15. 「情報連携」

今まで通り各政府機関が情報をバラバラに管理します。ただ、個人番号の問い合わせだけはできるようにします。

⇒「情報提供ネットワークシステム」を新たに作ります。

日本年金機構は年金の情報を持っています。国税庁は納税や所得の情報を持っています。都道府県や市町村も納税や住所の情報を持っています。このような各機関が持っている情報を一元的にどこかのサーバーに集めて管理した場合、万が一、そこから情報が洩れると大変な事態が生じます。

そこで、そのような一元的な管理は行わないことが決まっています。従来どおりバラバラにそれぞれの行政機関が情報を管理したままにします。ただし、問い合わせだけはできるようにします。

問い合わせをする際に、インターネットを使うことは許されません。『情報提供ネットワークシステム』という専用のシステムを通じて情報の問い合わせをすることになります。

16. 「本人確認」という仕組み

本人が口頭で個人番号を言っても、本人確認にはなりません。

⇒本人確認という制度は「なりすまし」や詐欺を防ぐための有効な手段です。

アメリカや韓国では、「ソーシャルセキュリティーナンバー」を使ったなりすましや詐欺が横行しました。たとえば、インターネットを通じてあるサービスを提供するときに、氏名、メールアドレスを打ち込んでそれにプラスして「ソーシャルセキュリティーナンバ

ー」も打ちこんで送信させていました。送信を受け取った会社は氏名と「ソーシャルセキュリティナンバー」が一致していれば本人だと判断してサービスを提供するわけです。

この場合、ナンバーが洩れてしまえば簡単になりすましができてしまいます。

そこで日本では、『個人番号で本人確認をしてはいけません』と決められました。

そして、日本では逆に、個人番号を受け取る際に本人確認を義務づけました。本人確認には、『番号確認』と『身元確認』の二つの作業があります。提供者の個人番号を確認するのが『番号確認』で提供者が実在する本人であることを確認するのが『身元確認』です。顔写真が鍵です、顔写真で本人かどうか確認するのです。

17. 法人番号

法人番号はネットで検索が可能な秘密でない番号です。

⇒すべての法人に付与される秘密でない番号

2015年10月以降、国税庁から書面で番号の通知が行われています。

法人番号が与えられる「法人」には①国の機関及び地方公共団体②会社法等の規定により「設立の登記」をした法人③それ以外の法人や人格なき社団であって、国税などの申告や源泉徴収、法定調書の提出義務がある等一定のもの。

簡単に言うと、会社かどうか登記の有無に関係なく税務署が把握している団体には一斉に番号を振り管理するということです。

⇒法人番号は民間でも活用可能

法人番号は民間で自由に利用してよいとされています。国税庁のウェブサイトで①商号又は名称②本店又は主たる事務所の所在地③法人番号が公開されます。したがって、請求書に請求先の会社の法人番号を印字することも可能です。

政府でも民間企業からの調達の情報や行政処分の情報にすべて法人番号を付けて公表されると、法人番号で検索すればその法人の過去の行政処分や、調達への関与関係を簡単に調べることが出来ます。

18. 個人ごとの情報がネットでとれるようになる

『マイナポータル』というウェブサイトができる予定です。

⇒マイナポータルは、自分の特定個人情報や行政機関の保有する情報を簡単に確認することが出来る仕組みのことです。

自分がこれまでどれくらい年金の保険料を支払っているか、いくら年金をもらえる予定かといった情報が表示されるようになります。確定申告をする際に必要な参考情報を入手したり、自分のマイナンバーが行政機関の間でどのようにやりとりされているかがわかるようです。

このマイナポータルを利用するためには、個人番号カードが必要になります。

19. マイナンバー法はどこが監視・監督する？

『特定個人情報保護委員会』がすでに活動を始めています。

⇒立入検査権があります。公正取引委員会等と同様既存の役所から独立した委員会です。
民間企業が違反した取り扱いをしていると、いきなり踏み込んで調査に当たること
も考えられます。しかも、虚偽報告罪や検査拒否罪等も定められていて「1年以下の
懲役又は50万円以下の罰金」となっています。

20. 本人確認はどうやって行う？

3つの方法がありますが、個人番号カードの提示が一番簡単です。

⇒番号確認と身元確認が必要

方法としては対面、郵送、メールなどが考えられます。

まず、「番号確認」とは提供された番号を書き間違えていないか確認する義務です。「身
元確認」とはなりすましでないか、本人かどうかを確認する義務です。

本人確認は①個人番号カードの提示②通知カードと運転免許証あるいはパスポート等
顔写真の在る物の提示③住民票の写しと運転免許証あるいはパスポート等の提示の3パ
ターンあります。①が一番簡単で、番号と本人確認の両方が出来ます。③番目は通知カ
ードが見つからないと言われたときに有効な方法です。

21. 雇用関係にある場合など、本人確認は一度行うだけでOK

『身元確認』と『番号確認』には、一度で済む例外措置があります。

⇒給与所得者の扶養控除等申告書で身元確認が必要なのは初年度だけ。

入社時に運転免許証等で本人確認をしておけば「本人確認」は不要、又は初年度確認を
行っていれば2年目以降は不要です。

「番号確認」についても一度確認をした後会社でデータベース化して個人番号を管理
しているのであれば本人への番号確認は不要です。データベース化は大きな物でなく
ても、エクセルで管理したり、通知カードのコピーをアイウエオ順に並べてインデック
スを付けたりするレベルで大丈夫です。

22. 会社が本人確認をしたという証明は必要？

残しても残さなくても、どちらもOKです。

⇒残すのであれば「安全管理措置」の対象になるので残さない会社も多いでしょう。

23. 従業員や顧客に個人番号の提供を拒否された

提供を求める努力をして、それでも断られたら行政機関の指示に従います。

⇒過剰に心配する必要はないですが…

従業員や顧客が個人番号を提供しなかったことに対する罰則はありません。したがっ
て、会社としても強制できません。

また、個人番号の提供を受けられないことに対する会社への罰則もありません。なの
で、過剰に心配する必要はありません。提供を求める努力は必要ですがそれでもだめな
ときは提出先の機関の指示に従うこととなっています。今のところ税務署はマイナンバ
ーがなくても書類を受け取らないことはないようです（書類としては有効だといってい

ます)。

24. 個人番号を取り扱ってはいけないのは、どんな時か

身分証明代わりの使用、保育園などに源泉徴収票を提出するなどの場合は「塗りつぶす」などで対応します。

⇒お客さんが運転免許証代わりに個人番号カードを出したとき。個人番号カードは、表面には住所・氏名・生年月日・性別・顔写真が記載されています。そして個人番号は裏面に記載されています。レンタルビデオ店側で言うと、裏面をコピーすると個人番号を取得してしまうため違法になります。と、説明されていましたが、ツタヤの問題でそれを「身分証明書として使わないように」とかよくわからない話になっています。

⇒マスクングして受け取らないと違法になる

ローンを組むときや、保育園に入るとき源泉徴収票が必要となる場合があります。源泉徴収票に個人番号が記載されていたら、それをそのまま受け取ると違法になります。受け取る際にマジック等で塗りつぶして受け取らなければならないのです。マスクングして消すのは相手に行ってもらっても良いですし受け取る側がその場で消しても大丈夫です。ただしあとで消すのではなくその場で消して下さい。前にも述べましたが個人番号を見てもいけないというわけではないのです。

25. 個人番号はいつまで保管するの？

従業員の退職後、7年が経過したら廃棄・削除します。

⇒個人番号の廃棄の義務化

企業が個人番号を保管しても良いのは、役所に提出する必要があるときだけです。したがって、必要が無くなった時点で持っているとは違法になります。従業員が退職してもその書類の法定保存期間はデータを持っていても良いのです。給与所得者の扶養控除等申告書は7年ですので、退職後7年を過ぎたら速やかに廃棄しろということです。

第4分区各ロータリー5月例会案内

<p>三条東 RC(木) 【記帳受付】 三条ロイヤルホテル・フロント</p>	<p>5日(木) クラブ休会 12日(木) 通常例会「外部卓話 地区青少年奉仕委員会卓話」 19日(木) 通常例会「外部卓話 三条商工会議所 会頭 斎藤弘文様」 26日(木) 通常例会「卓話予定」</p>
<p>三条 RC(水) 【記帳受付】 三条信用金庫・本店</p>	<p>4日(水) クラブ休会 11日(水) 通常例会「会員卓話予定」 18日(水) 通常例会「会員卓話予定」 25日(水) 通常例会「卓話 2016-17年度派遣地区奨学生 児玉 瑞穂さん」</p>
<p>三条南 RC(月) 【記帳受付】 三条信用金庫・本店</p>	<p>2日(月) クラブ休会 【記帳受付】 9日(月) 通常例会「外部卓話 新潟県立三条高等学校 校長 上杉 肇 様」 16日(月) 通常例会「会員卓話 坂本 洋司会員」 23日(月) 通常例会「青少年奉仕月間 三条市教育委員会 子育て支援課長 栗林 明子 様」 30日(月) 通常例会「会員卓話 吉井 正孝会員」</p>
<p>三条北 RC(火) 【記帳受付】 三条ロイヤルホテル・フロント</p>	<p>3日(火) クラブ休会 10日(火) 通常例会「青少年奉仕月間 2560 地区青少年奉仕委員会 副委員長 高橋 正明 様」 17日(火) 夜例会 「社会奉仕事業・30周年記念式典 反省慰労会」 【記帳受付】 18:30～ 於：三条ロイヤルホテル 24日(火) 通常例会「会員卓話 渡辺 徹 会員」 31日(火) 通常例会「会員卓話 浅間 一洋会員」</p>
<p>燕 RC(木) 【記帳受付】 燕三条ワシントンホテル</p>	<p>5日(木) クラブ休会 12日(木) 通常例会「地区研修・協議会の報告②」 19日(木) 通常例会「DVD上映(予定) 箸ピーにかけた冬 ～ある児童養護施設の子どもたち」 26日(木) 通常例会(時間変更)「内部卓話(予定)」 点鐘：19:00 於：燕三条ワシントンホテル</p>
<p>加茂 RC(木) 【記帳受付】</p>	<p>5日(木) 休会 12日(木) 通常例会「外部卓話」</p>

加茂市産業センター内	加茂青年会議所 佐藤伸也理事長」 19日(木)夜例会 「田上あじさいRC合同例会」 点鐘 18:30 於:未定【記帳受付】 26日(木)通常例会 「加茂ロータリークラブウォーキング団 姫路城周遊ウォーキング報告」
吉田RC(金) 【記帳受付】 燕市吉田産業会館	6日(金)通常例会 13日(金)通常例会 20日(金)日時・会場とも変更 【記帳受付】 21日(土)～22日(日) 一泊移動例会 会場:越後のお宿いなもと 27日(金)早朝例会 点鐘6:00 会場 ふれあい広場 【記帳受付】
分水RC(火) 【記帳受付】 だいえいビジネス サービス内	3日(火) 休会 10日(火) 17日(火) 24日(火) 31日(火)